

第10期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年6月21日（金曜日）
午前10時

場所 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン
ホテル&タワーズ 日輪（5階）

決議 事項	第1号議案	定款一部変更の件
	第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件
	第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
	第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
	第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬等の額決定の件
	第6号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
	第7号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する 株式報酬等の額決定及び制度一部変更の件

フィード・ワン株式会社

証券コード:2060

●株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は今後も業界全体の持続的成長に貢献するリーディングカンパニーを目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

取締役社長 庄司 英洋

経営理念

PURPOSE 飼料で食の未来を創り、命を支え、笑顔を届ける

Mission 一粒万倍

Vision 「1」にこだわり、選ばれる企業へ

Values 常に顧客・消費者の目線でニーズ・課題を捉え、問題解決に取り組みます。
安心安全な食の提供に向けて、コンプライアンス経営を徹底します。
高い専門性を持ち、時代の変化を捉えて常にチャレンジする人材を育成します。

(証券コード：2060)

2024年6月5日

(電子提供措置の開始日 2024年5月29日)

株 主 各 位

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2

フィード・ワン株式会社

取締役社長 庄 司 英 洋

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて「第10期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。



当社ウェブサイト <https://www.feed-one.co.jp/ir/library/shareholder/>

また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コード（2060）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、以下のいずれかの方法により、2024年6月20日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

5ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 日輪（5階）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第10期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第10期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額決定
及び制度一部変更の件

以上

【ご注意事項】

1. 当社ではご来場の株主様へのおみやげのご提供はございません。また、株主懇談会等の催し物も行っておりません。
2. お飲み物のご提供等につきましては控えさせていただきます。
3. 当日、当社役員及び係員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承ください。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【電子提供措置について】

1. 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
2. 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載しております。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

● 議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年6月21日（金曜日）午前10時
開催場所 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 日輪（5階）

事前に議決権を行使していただく場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

- 賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取り扱いいたします。
- 議案で、一部の候補者につき異なる賛否を表示する場合
→ 「賛」若しくは「否」の欄に○印をし、当該候補者の番号をご記入ください。

行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時20分到着まで

インターネット等による議決権行使



5ページのインターネット等による議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時20分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権のお取り扱い

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

パソコンの場合

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

スマートフォンの場合

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社
デンソーウェブの登録
商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）〈受付時間 9:00～21:00〉

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員としつつ、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、監督機能の強化と意思決定の迅速化を実現すること等を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除及び経過措置の設置等の変更を行うものであります。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第31条を変更案第31条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものいたします。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第12条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略)	第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり)

現 行 定 款

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は12名以内とする。

(新設)

(新設)

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

変 更 案

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内とする。

当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現 行 定 款

(新設)

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役社長を選定するほか、取締役会長その他の役付取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役社長は代表取締役とする。
前項のほか、取締役会は、その決議によって代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長が欠員又は事故あるときは、取締役社長がこれにあたる。取締役社長もまた事故あるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(新設)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

変 更 案

会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長を選定するほか、取締役会長その他の役付取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役社長は代表取締役とする。
前項のほか、取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員又は事故あるときは、取締役社長又は取締役会の予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

現 行 定 款

(取締役会の権限)

第26条 取締役会は法令又は本定款の定める事項の
ほか業務執行に関する重要事項を決定する。

(新設)

第27条 (条文省略)

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款
のほか、取締役会において定める取締役規
則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対
価として受ける財産上の利益（以下、「報
酬等」という。）は、株主総会の決議によ
って定める。

第30条 (条文省略)

(社外取締役の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定に
より、社外取締役との間に、任務を怠ったこ
とによる損害賠償責任を限定する契約を締結
することができる。ただし、当該契約に基づ
く責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第32条 当社の監査役は6名以内とする。

変 更 案

(削除)

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規
定により、取締役会の決議によって重要な
業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を
除く。）の決定の全部又は一部を取締役に
委任することができる。

第27条 (現行どおり)

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款
のほか、取締役会において定める取締役会
規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対
価として受ける財産上の利益（以下、「報
酬等」という。）は、監査等委員である取
締役とそれ以外の取締役とを区別して、株
主総会の決議によって定める。

第30条 (現行どおり)

(非業務執行取締役の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定に
より、取締役（業務執行取締役等であるもの
を除く。）との間に、任務を怠ったことによ
る損害賠償責任を限定する契約を締結するこ
とができる。ただし、当該契約に基づく責任
の限度額は法令が規定する額とする。

(削除)

(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u> <u>第33条 補欠監査役の予選の効力は当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u> <u>第34条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> <u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議)</u> <u>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u> <u>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯を省いて監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の決議)</u> 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることが <u>できる監査等委員の過半数が出席し、その出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、 <u>監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第6章 会計監査人 第43条～第44条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第36条～第37条 (現行どおり)
(報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算 第46条～第50条 (条文省略)	第7章 計算 第39条～第43条 (現行どおり)
(新設) (新設)	<u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第10期定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は次のとおりであります。（※は新任候補者）

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	しょう じ ひで ひろ 庄 司 英 洋	代表取締役社長
2	くぼ た かず お 窪 田 和 男	取締役常務執行役員 管理本部長 兼 水産飼料部管掌 兼 経営企画部管掌
3	た しろ よし なお 田 代 義 尚	取締役常務執行役員 畜産事業本部長 兼 研究所管掌
4	くぼ た きく え 久保田 紀久枝	社外取締役 独立役員 社外取締役
5	つじ たか お 辻 孝 夫	社外取締役 独立役員 社外取締役
6	はん だ やす し 半 田 靖 史	社外取締役 独立役員 社外取締役
※7	よし さと かく 吉 里 格	社外取締役 —

1

しょうじ ひでひろ
庄司 英洋

(1964年12月12日生)



所有する当社の株式数

10,712株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 三井物産(株)入社
 2007年 8月 同社食料・リテール本部糖質醗酵部粗糖室長
 2013年 4月 同社食糧本部糖質醗酵部長
 2015年 6月 同社食糧本部穀物物流部長
 2017年 4月 同社食料本部食糧事業部長
 2018年 4月 同社食料・流通事業業務部長
 2020年 4月 当社上席執行役員経営企画部長
 2021年 4月 当社常務執行役員
 2022年 6月 当社代表取締役社長
 2023年 6月 協同組合日本飼料工業会会長
 一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金理事長 現在に至る

重要な兼職の状況 協同組合日本飼料工業会会長

一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金理事長

■取締役候補者とした理由

庄司英洋氏は、三井物産(株)に入社後、穀物・畜産物・砂糖などの取引・業務運営及び食料全体を俯瞰する業務部長に携わった経験から、飼料畜産・食料業界全般に関して知見を有しております。また、当社において経営企画部長として経営全般に関与しながら海外事業の展開、基幹システム導入プロジェクトなどにも携わっており、当社グループの経営をリードし業務執行を推進するのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

2

くぼた かずお
窪田 和男

(1965年1月9日生)



所有する当社の株式数

9,299株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 ㈱横浜銀行入行
 2010年10月 同行田町支店長
 2015年5月 同行国際業務部長
 2017年4月 同行執行役員営業本部副本部長法人営業部担当
 2018年4月 同行執行役員南部地域本部長
 2021年4月 当社上席執行役員財務経理部長
 2023年4月 当社常務執行役員
 2023年6月 当社取締役常務執行役員
 2024年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長
 兼水産飼料部管掌兼経営企画部管掌 現在に至る

■取締役候補者とした理由

窪田和男氏は、㈱横浜銀行に入行後、主に法人営業に従事し、国際業務や法人営業全般の統括、地域本部長として現場営業の統括など幅広い業務経験を有しております。また、当社において財務経理部長、管理本部長として、管理部門の業務に携わっており、当社管理部門の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

3

たしろ よしなお
田代 義尚

(1964年11月25日生)



所有する当社の株式数

5,851株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 協同飼料㈱入社
 2012年4月 同社南九州支店長
 2017年4月 当社執行役員
 2022年4月 当社上席執行役員
 2023年4月 当社常務執行役員
 2023年6月 当社取締役常務執行役員畜産事業本部長兼研究所管掌 現在に至る

■取締役候補者とした理由

田代義尚氏は、主に営業部門に携わり、当社において南九州支店長、北海道事業部長を歴任し、畜産事業本部長を務めるなど、営業現場及び本部での経験が豊富であり、当社の飼料事業の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

4

久保田 紀久枝 (1948年3月6日生)

社外取締役

独立役員



所有する当社の株式数

1,129株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年 6月 埼玉大学教育学部助手
 - 1982年10月 お茶の水女子大学家政学部講師
 - 1999年 4月 同大学生生活科学部教授
 - 2005年 4月 同大学理事・副学長
 - 2013年 4月 同大学名誉教授
東京農業大学総合研究所教授
神奈川工科大学客員教授
 - 2016年 4月 東京海洋大学監事（非常勤）
 - 2019年 6月 当社社外取締役
 - 2019年 7月 東京農業大学監事（非常勤） 現在に至る
- 重要な兼職の状況** お茶の水女子大学名誉教授
東京海洋大学監事（非常勤）
東京農業大学監事（非常勤）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

久保田紀久枝氏は、名誉教授を務めるお茶の水女子大学で食品の科学等の研究に長く携わっており、主に当社の食品事業に関する専門的知識を有していることに加え、国立大学法人の監事を務めるなど、当社の経営全般に関して客観的な視点で有益な助言及び提言をいただけるものと判断して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏には、食品事業の分野における専門家としての観点で、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

5

つじ たか お
辻 孝 夫

(1949年9月28日生)

社外取締役

独立役員



所有する当社の株式数

3,000株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月 日商岩井(株) (現 双日(株)) 入社
 1999年6月 日商エレクトロニクス(株)取締役
 2001年3月 同社常務取締役
 2002年6月 同社代表取締役社長
 2009年6月 同社取締役会長
 2013年6月 (株)JVCケンウッド社外取締役
 2014年5月 同社代表取締役社長COO、CIO、CRO
 2016年4月 同社代表取締役社長CEO
 2018年4月 同社代表取締役会長CEO
 2019年4月 同社代表取締役会長
 2019年6月 デクセリアルズ(株)社外取締役
 2021年7月 (株)JVCケンウッド特別顧問
 2022年6月 当社社外取締役

(株)シンニッタン社外取締役監査等委員
 (株)立花エレテック社外取締役

2022年12月 富士ソフト(株)社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況 (株)シンニッタン社外取締役監査等委員
 (株)立花エレテック社外取締役
 富士ソフト(株)社外取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

辻孝夫氏は、商社における業務経験に加え、2社の上場企業の経営を通じて得た豊富な経験と幅広い知見を有しており、企業経営者としての目線かつ、客観的な視点により独立性をもって経営の監視・監督を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏には、企業経営の経験を活かし、当社事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化に繋がる役割を期待しております。

6

はん だ や す し
半田 靖史

(1956年10月29日生)

社外取締役

独立役員



所有する当社の株式数

一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 東京地方裁判所判事補
 1992年 4月 名古屋地方裁判所判事
 1996年 4月 長野地方裁判所判事・飯田支部支部長
 2000年 4月 東京高等裁判所判事
 2004年 4月 札幌地方裁判所部総括判事
 2007年 4月 東京地方裁判所部総括判事
 2018年 8月 高知地方・家庭裁判所所長
 2020年 1月 福岡高等裁判所部総括判事
 2022年 1月 弁護士登録
 2023年 2月 早稲田リーガルcommons法律事務所シニアカウンセラー
 2023年 6月 当社社外取締役
 2024年 4月 学習院大学法科大学院教授 現在に至る

重要な兼職の状況 早稲田リーガルcommons法律事務所シニアカウンセラー
 学習院大学法科大学院教授

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

半田靖史氏は、各地の部総括判事を歴任した裁判官としての経験並びに弁護士としての活動を通じ、豊富な法律の専門的知識を有しており、客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

同氏には、法律の専門家としての観点で、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

※ **7** よし さと かく
吉里 格 (1967年4月28日生)

社外取締役



所有する当社の株式数

一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 三井物産(株)入社
2006年5月 同社食料・リテール本部飼料畜産部飼料穀物室長
2018年1月 Multigrain S.A. Officer, President&CEO
2019年4月 三井物産(株)食料本部油脂・主食事業部長
2020年6月 スターゼン(株)社外取締役
2021年4月 三井物産(株)食料本部畜水産事業部長
2021年6月 プライフーズ(株)社外取締役
2024年4月 三井物産(株)理事食料本部長補佐 現在に至る

重要な兼職の状況 三井物産(株)理事食料本部長補佐
スターゼン(株)社外取締役
プライフーズ(株)社外取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

吉里格氏は、三井物産(株)において主に携わった飼料、畜水産物事業に対する知見に加え、ブラジルの穀物会社での業務経験を有するなど、飼料、畜水産物事業及び海外事業における業務経験を有しております。また、同氏は上場企業の社外取締役を務めており、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで、当社の経営体制の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

同氏には、飼料、畜水産物、海外事業の業務経験を活かし、当社事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化に繋がる役割を期待しております。

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2024年3月31日現在の所有状況に基づき記載しております。
2. 取締役候補者である庄司英洋氏は、協同組合日本飼料工業会の会長であり、当社と同組合には原料等の取引があります。また同氏は、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金の理事長であり、当社と同法人には配合飼料価格安定制度積立金の拠出等の取引があります。同氏を除く各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 久保田紀久枝、辻孝夫、半田靖史及び吉里格の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 久保田紀久枝、辻孝夫及び半田靖史の各氏は東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として指定し、同取引所に届出ております。なお、当社と各氏の間には顧問契約等の取引関係はありません。
5. 吉里格氏は特定関係事業者（主要な取引先）である三井物産(株)の業務執行者（使用人）であり、当社と同社との間には原料等の取引があります。また、同氏は過去に当社の被合併会社である日本配合飼料(株)の社外取締役でありました。
6. 吉里格氏がスターゼン(株)の社外取締役の在任期間中に、同社は従業員による架空循環取引等の不適切な取引があったことを公表いたしました。同氏は当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、当該事実の判明後は、調査及び再発防止策に向けた更なる体制の強化を求める等、その職責を果たしております。
7. 当社と久保田紀久枝、辻孝夫及び半田靖史の各氏は会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
- また、吉里格氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 久保田紀久枝氏は2019年6月21日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって5年であります。辻孝夫氏は2022年6月24日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。半田靖史氏は2023年6月23日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

1 あおやま とおる 青山 徹 (1961年9月16日生)



所有する当社の株式数

6,003株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 協同飼料(株)入社
2007年5月 同社石巻工場長
2012年4月 同社執行役員
2015年10月 当社執行役員
2017年4月 当社上席執行役員
2022年6月 当社常勤監査役 現在に至る

■監査等委員である取締役候補者とした理由

青山徹氏は、当社において財務経理部長、人事部長等を担ったことから管理部門をはじめ幅広い経験と見識を有しており、2022年6月からは当社常勤監査役を務めております。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これまでの経験と見識を有効に活かすことが期待できることから、監査等委員である取締役候補者いたしました。

2

ごとうけいぞう
後藤敬三

(1950年7月14日生)

社外取締役

独立役員



所有する当社の株式数

1,129株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月 大蔵省入省
 1998年7月 関東信越国税不服審判所長
 1998年8月 仙台国税局長
 1999年7月 名古屋国税局長
 2000年7月 大臣官房審議官
 2001年7月 国税不服審判次長
 2002年7月 放送大学学園理事
 2005年6月 日本貨物鉄道(株)常勤監査役
 2008年7月 一般社団法人金融先物取引業協会専務理事
 2014年4月 立教大学大学院経済研究科・特別任用教員（特任教授）
 2020年6月 当社社外取締役 現在に至る

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

後藤敬三氏は、国税局における業務経験に加え、立教大学大学院経済研究科の特任教授を務められたことなどから金融・経済等に関する専門知識を有しております。また、日本貨物鉄道(株)の常勤監査役として培われた経験を活かして、客観的な視点で、独立性をもって業務執行の監督を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

同氏には、金融・経済等の分野における専門家としての観点で、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

3

ちかだ なおひろ
近田 直裕

(1969年12月19日生)

社外取締役

独立役員



所有する当社の株式数

941株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 中央新光監査法人入所
 1995年 4月 公認会計士登録
 2004年 7月 中央青山監査法人社員
 2006年 8月 近田公認会計士事務所開業 代表
 2006年 9月 税理士登録
 2009年 6月 興亜監査法人代表社員
 2011年 6月 健康コーポレーション(株) (現 RIZAPグループ(株)) 監査役
 2016年 6月 RIZAPグループ(株)社外取締役 (監査等委員)
 2018年 4月 (株)SKIYAKI社外取締役 (監査等委員)
 2022年 6月 当社社外監査役
 2024年 3月 東京建物(株)社外監査役 現在に至る

重要な兼職の状況 近田公認会計士事務所代表
 興亜監査法人代表社員
 (株)千代田会計社代表取締役
 東京建物(株)社外監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

近田直裕氏は、公認会計士、税理士として培われた専門的な知識を有しております。また、他の上場企業における監査等委員である社外取締役や社外監査役として培われた経験を活かして、客観的な視点で、独立性をもって業務執行の監督を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

同氏には、企業監査の専門家としての観点で、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しております。

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2024年3月31日現在の所有状況に基づき記載しております。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 後藤敬三及び近田直裕の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 後藤敬三及び近田直裕の両氏は東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として指定し、同取引所に届出ております。なお、当社と両氏の間には顧問契約等の取引関係はありません。
5. 当社は青山徹、後藤敬三及び近田直裕の各氏の選任が承認された場合、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
- また、青山徹及び近田直裕の両氏とは監査役として、後藤敬三氏とは社外取締役として、当社との間で同様の契約を締結しております。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 後藤敬三氏は2020年6月23日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。

取締役候補者が持つ知見・経験に基づき特に期待する分野は、以下のとおりです。

氏名	役職	資質一覧							
		経営経験	業界知識 (畜産・ 原料等)	営業販売	財務・会計 経済・金融	法務	国際 ビジネス	学術研究	DX
庄 司 英 洋	取締役	●	●	●			●		
窪 田 和 男	取締役		●	●	●		●		
田 代 義 尚	取締役		●	●					
久保田 紀久枝	社外取締役							●	
辻 孝 夫	社外取締役	●					●	●	●
半 田 靖 史	社外取締役					●		●	
吉 里 格	社外取締役		●		●		●		
青 山 徹	取締役 (監査等委員)		●		●				
後 藤 敬 三	社外取締役 (監査等委員)				●		●	●	
近 田 直 裕	社外取締役 (監査等委員)				●				

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

いし く ぼ よし ゆき
石久保 善之 (1957年1月17日生)

所有する当社の株式数

－株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年10月 監査法人中央会計事務所入所
1988年10月 公認会計士登録
2001年7月 中央青山監査法人社員
2005年10月 石久保公認会計士事務所開業 代表
2010年6月 京都きもの友禅(株)社外取締役
アールビバン(株)社外取締役
2014年10月 (株)シーアールイー社外取締役
2015年10月 (株)シーアールイー社外取締役 (監査等委員)
2015年12月 (株)インタースペース社外監査役
2022年12月 (株)インタースペース社外取締役 (監査等委員) 現在に至る
重要な兼職の状況 石久保公認会計士事務所代表
(株)シーアールイー社外取締役 (監査等委員)
(株)インタースペース社外取締役 (監査等委員)

■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

石久保善之氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識に加え、他の上場企業における社外取締役や監査等委員を務めており、豊富な企業監督経験・監査経験を活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2024年3月31日現在の所有状況に基づき記載しております。
2. 石久保善之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 石久保善之氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 石久保善之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届出る予定であります。
5. 石久保善之氏が社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者が社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月24日開催の第8期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、個別の報酬額の決定については、独立社外取締役を主構成員とする指名・報酬委員会に委任することとしており客観性・透明性のある手続を経るようしております。

当社は、監査等委員会設置会社への移行も踏まえ、2024年度からの取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要について、2024年3月22日開催の取締役会において、36頁記載の内容に変更することを決議しており、本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて金銭報酬（固定報酬、短期業績連動報酬）を支給するものであり、相当であると判断しております。また、本議案の内容は、指名・報酬委員会からの答申に基づき取締役会で決議しております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役5名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、第1号議案「定款一部変更の件」において監査等委員である取締役の定員が4名以内であることも踏まえ、本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する 株式報酬等の額決定及び制度一部変更の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「金銭報酬」と「非金銭報酬（株式報酬）」で構成されており、このうち「非金銭報酬（株式報酬）」とは、2018年6月28日開催の第4期定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）として株主の皆様のご承認（以下、かかる承認決議を「前回総会決議」といいます。）をいただき、現在に至るまで運用してきたものです。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これに伴い、本制度に係る報酬枠を、その内容を一部変更したうえで、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。以下、本議案において単に「取締役」といいます。）に対する報酬枠として改めて設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役が株主の皆様と将来に向け株価に関する利益やリスクを共有することで当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として導入したものです。本議案による本制度の変更により、①本制度に基づき取締役に交付する株式の数を、当社の業績に連動させるものとし、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、業績目標達成へのインセンティブを高めるとともに、②取締役が交付を受ける株式に退任までの譲渡制限を付すことにより、株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを趣旨としております。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております、監査等委員でない取締役の報酬の限度額（年額300百万円以内（うち社外取締役については年額40百万円以内））とは別枠で、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に對し、変更後の本制度による株式報酬を支給するというものです。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を事業報告44頁から45頁に記載のとおり定めているところ、2024年3月22日開催の取締役会において、36頁記載の内容に変更することを決議しております。

本議案の内容は、当該方針に沿う内容の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容であることから、相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対して導入済みの株式報酬制度についても、同様に変更する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

以下のとおり、従前の本制度の内容を一部変更いたします。

(1) 本制度の概要

本制度は、第4期定時株主総会の参考書類に記載のとおり、当社が設定した信託（2018年8月に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度であり、この仕組みについては変更はありません。

取締役が当社株式の交付を受ける時期は、従前、退任時としておりましたが、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、職務執行の対価として取締役が付与するポイント見合いの当社株式については、退任時ではなく、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与日の同事業年度内）に交付したうえで、退任までの期間につき譲渡制限を付けるものとします。

① 本制度の対象者	当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）
② 対象期間	2025年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度まで
③ 今回延長分の信託期間（3年間）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計90百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり80,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則として各ポイント付与日の同事業年度内） ただし、退任までの譲渡制限を付します。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を3年間延長するとともに、変更後の本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、かかる延長分の信託期間（3年間）中に、合計90百万円を上限とする金銭を追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、前記のとおり執行役員についても株式報酬制度を一部変更したうえで継続する場合には、執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、当社の取締役会の決議により、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の信託期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の信託期間の年数に30百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします）。

また、上記のように対象期間の延長によりポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、本議案による変更前の本制度に基づき既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

なお、既に当社は、前回総会決議に基づき、本議案による変更前の本制度運用のために、監査等委員会設置会社移行前の取締役（社外取締役を除きます。）に交付するために必要な株式取得資金を本信託に拠出しており、本信託は当該金銭を原資として当社株式を取得しておりますが、当該当社株式が、本議案による変更後の本制度に基づく交付として本信託から取締役に対して交付されることがあります。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標（上記（1）の表②の対象期間については、中期経営計画において掲げている「EBITDA」、「ROE」、「CO₂削減目標値」、「従業員エンゲージメント係数」の業績目標を採用します。）の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり80,000ポイントを上限とします。

なお、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合であっても、本定時株主総会以前の期間における職務執行の対価として、本議案による変更前の本制度に基づき、前回総会決議の範囲内で取締役にポイントを付与することがあります。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③のとおり、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイント当たりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、各ポイント付与日の同事業年度内に、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、本議案による変更前の本制度に基づき本定時株主総会終結日以前の期間における職務執行期間の対価として付与されたポイントに応じた当社株式については、前回総会決議のとおり、各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託から交付を受けるものとします。

また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取り扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

本議案による変更後の本制度に基づき付与されたポイント見合いとして交付される当社株式については、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、退任以後に本議案による変更後の本制度に基づき当社株式を交付する場合には、譲渡制限を付さずに当社株式を交付します。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた当社株式（以下「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。

取締役は、本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。

(2) 本交付株式の無償取得

- ① 取締役が上記（1）に違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
- ② 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該各号に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
 - i) 取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - iii) 取締役が任期満了、定年又は死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合

- ③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部（ただし、第ii号の場合において本交付株式の一部を取得することが相当であると決定されたときは、当該一部に限る。）を当然に無償で取得する。
- i) 取締役において、当社グループの事業と競業する業務に従事し又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
 - ii) 取締役において、法令、当社グループの内部規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合
 - iii) 取締役において、その行為が当社グループの名誉を毀損し、あるいは当社グループに著しい損害を与えたと当社の取締役会が認めた場合

(3) 組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合及び第vi号においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、上記（1）にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとする。

- i) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日
- iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- iv) 株式の併合（当該株式の併合により取締役の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日
- v) 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- vi) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

以 上

<ご参考>第11期（2024年度）以降における当社の取締役の報酬等の決定方針

第11期（2024年度）以降における当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社は、役員報酬を当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上の実現、サステナビリティの追求を図るための重要な手段として位置付け、以下の方針に則り、透明で公正なプロセスに基づき、報酬を決定します。

- ・社外取締役を主な構成員とする指名・報酬委員会へ取締役の個人別報酬等に関する決定を委任することを原則とし、役員報酬決定手続きに係る透明性、客観性が確保できるプロセスを経ること。
- ・事業計画に基づく短期的な業績連動及び中期経営計画に基づく中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとなる設計とすること。
- ・類似の企業を参考に、役位別の報酬額を優秀な人材を確保・維持できる金額水準とすること。

2. 報酬構成

当社の取締役の報酬は金銭報酬（固定報酬、短期業績連動報酬）と非金銭報酬（中期業績連動報酬、長期インセンティブ報酬）で構成されております。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみとなっております。

上記の基本方針に基づき、役位、業績目標数値に対する達成率、部門評価、市場環境、社会情勢等を総合的に勘案して金銭報酬と非金銭報酬の額をそれぞれ算出しております。

また、指名・報酬委員会において各報酬の支給割合は金銭報酬と非金銭報酬のバランスを勘案しつつ、同業他社及び同規模の企業と比較検討を行うこととしております。

3. 報酬水準

外部調査機関の役員報酬調査データを基に、上場・非上場企業における規模（売上、従業員数、時価総額等）の水準を勘案した中央値を基準とし、役位別に設定しております。

4. 固定報酬

取締役の固定報酬は、金銭報酬（月毎に固定額を支給）が該当します。固定報酬の改定は、役位又は役割が変更する場合を基本として、業容の変化や報酬水準の情勢等を勘案し決定しております。

5. 変動報酬

業績連動報酬に係る指標は、事業環境要因の変動や持分法適用会社の運営に係るリスク等も広範に捉えた上で各取締役の業績評価を明確にするため、短期業績連動報酬（金銭報酬）については事業計画（連結）のEBITDA及びROIC（投下資本利益率）、中期業績連動報酬（非金銭報酬）については、中期経営計画のEBITDA、ROE（自己資本利益率）、CO₂削減目標値及び従業員エンゲージメント係数としています。また、役位に応じた長期インセンティブである株式報酬を毎年支給しております。

業績連動報酬は各指標の目標数値の達成状況によって0%から150%の変動幅で設定しております。

6. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は毎年6月に条件等を決定することとしております。なお、6月の株主総会終了後に短期業績連動報酬の支給及び長期インセンティブ報酬（非金銭報酬）の交付を行います。また、中期業績連動報酬（非金銭報酬）については、中期経営計画最終年度の翌事業年度の6月の株主総会終了後に交付します。なお、非金銭報酬は退任時まで譲渡制限を付与します。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）のわが国経済は、緊迫した世界情勢に起因するエネルギー価格の高止まりや金融資本市場の変動、国内の物価上昇等、先行きが不透明な状況が続いております。他方では新型コロナウイルス感染症による行動制限が解除されたことを背景に社会活動の正常化が進み、個人消費やインバウンド需要が回復基調にあることに加え、雇用・所得環境が堅調に推移したことから、各種の経済指標にも明るい兆しが見え始めてまいりました。

飼料業界におきましては、主原料であるとうもろこしのシカゴ先物価格は、安定した収穫量の見通しに支えられ下降傾向が続いており、当社グループは4月、7月、10月と3四半期連続して畜産用配合飼料価格を引き下げましたが、海上運賃の高止まりや為替相場の円安進行により円貨建での原材料価格は高値傾向が続いており、1月には価格引き上げを行いました。円安の進行及び地政学リスクの高まり等もあり、事業環境は依然として予断を許さない状況が続いております。

畜産物につきましては、豚肉相場は、記録的な猛暑や疾病の影響により育成成績が悪化し出荷頭数が減少したことから、前年同期を上回って推移しておりましたが、秋以降の気温低下に伴い出荷頭数が回復し、10月以降の相場は前年同期を下回って推移しました。鶏卵相場は、2022年10月より各地で発生した鳥インフルエンザや記録的な猛暑の影響により供給量が減少したことから、前年同期を上回って推移しておりましたが、鳥インフルエンザ発生農場の再稼働等により順調に生産量が回復し、供給量が増加傾向にあることから、11月以降の相場は前年同期を下回って推移しました。牛肉相場は、物価高騰による消費者の生活防衛意識の高まりにより牛肉への需要が減少しており、前年同期を下回って推移しました。

こうした環境にあって、当社グループは当連結会計年度が最終年度となる3ヶ年の中期経営計画の達成に向けて、原料調達多様化・生産体制の合理化、畜産・水産生産者へ供給する製品の品質向上及び生産成績改善につながるサービス提供等の取り組みを進めてまいりました。

当社グループの当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は3,138億7千5百万円（前年同期比1.9%増）、営業利益は77億4千8百万円（前年同期比444.6%増）、経常利益は77億3千7百万円（前年同期比352.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は50億8千4百万円（前年同期比393.2%増）となりました。営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも当社設立以来の最高益を更新しております。

事業部門別の業績の状況は次のとおりであります。

飼料事業

飼料事業では、畜産飼料の平均販売価格は前年同期を下回ったものの販売数量が増加していることや、水産飼料は平均販売価格・販売数量ともに前年同期を大きく上回ったこと等から、売上高は2,673億4千万円（前年同期比1.2%増）となりました。営業利益は、前年同期に比べて飼料価格安定基金負担金の増額等により販売費が増加した一方、畜産・水産飼料ともに収益改善が大幅に進捗したこと等から、93億8千万円（前年同期比139.0%増）となりました。

食品事業

食品事業では、豚肉・鶏卵相場ともに下期以降は前年同期を下回って推移したものの、上期は前年同期を大きく上回る高値で推移していたこと等から、売上高は441億5百万円（前年同期比6.7%増）となりました。営業利益は、食品関係子会社における販売価格条件の改定が進んだことや、豚肉・鶏卵相場が下期以降に下落したことで仕入原価が低下したこと等により、8億6千万円（前年同期は3億6千9百万円の営業損失）となりました。

その他事業

畜水産機材の販売及び不動産賃貸の事業等であり、売上高は24億2千9百万円（前年同期比3.0%減）となり、営業利益は2億6千9百万円（前年同期比1.0%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、主に飼料事業部門における製造設備の合理化工事を行ったこと等により設備投資等の総額は27億5千5百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、借入条件と窓口を一本化し、資金調達の機動性及び安定性を確保することを目的として、取引金融機関9行と総額65億円のシンジケートローン契約を締結しており、当期末において当該契約に基づく実行残高は43億36百万円であります。

また、取引金融機関4行と総額100億円のシンジケーション形式のサステナビリティ・リンク・ローン契約を締結しており、当期末において当該契約に基づく実行残高は100億円であります。

そのほか、取引金融機関2行と総額100億円のシンジケーション形式によるコミットメントライン契約を締結しておりますが、当期末において当該契約に基づく実行残高はございません。

当期末において当該各契約に基づく実行残高の総額は143億36百万円であります。

(4) 対処すべき課題

国内の景気は、雇用情勢の改善が期待されるものの、コロナ禍で抑制された状態からのリバウンド需要が一巡してきたこと、また、物価高も影響し緩やかな回復になるものと想定されます。当社グループを取り巻く環境は、原材料価格は若干下落したものの、円安の影響もあり依然高止まりを続けております。度重なる飼料価格安定基金負担金の増額、加えて物流の2024年問題による物流費の増加も見込まれることから、収益面では不透明な状況が続きます。

このような環境の下、当社グループは2024年度より中期経営計画2026をスタートしており、新たにPurpose「飼料で食の未来を創り、命を支え、笑顔を届ける」を設定し、Missionを「一粒万倍」、Visionを「『1』にこだわり、選ばれる企業へ」に刷新しました。Missionは、「飼料一粒を製造するためには様々な人の手や目に見えない想いが託されており、それらは飼料をご使用いただく皆様、消費者の皆様の安心安全に向けられています。環境変化の激しい畜水産業界において、この想いをもち、飼料の安定供給に真摯に取り組み続けることが、リーディングカンパニーである当社の使命である」との想いを込めています。また、Visionは、「当社社名に掲げる『ONE(1)』の下、『安心安全第一』、『業界No.1』である真のリーディングカンパニーとなり、生産者・取引先・株主・当社グループ社員等、すべてのステークホルダーの皆様に『フィード・ワンを選べば間違いない』と認めていただける企業となること」を示したものです。Purpose、Visionの実現、また今後10年間で行う大規模投資に向け、本中期経営計画期間では基礎収益力の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 7 期 (2020年度)	第 8 期 (2021年度)	第 9 期 (2022年度)	第 10 期 (2023年度)
売 上 高 (百万円)	214,120	243,202	307,911	313,875
経 常 利 益 (百万円)	6,081	5,067	1,711	7,737
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,438	3,659	1,030	5,084
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	112.78	94.65	27.01	132.97
総 資 産 (百万円)	99,251	108,504	127,913	131,038
純 資 産 (百万円)	42,794	44,840	45,314	50,856

- (注) 1. 第10期の状況につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 当社は、2020年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第7期連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	主な事業内容
フィード・ワンフーズ株式会社	食肉の加工販売
ゴールドエッグ株式会社	鶏卵の加工販売
北九州フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
鹿島フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
南九州フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
北海道フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業部門	事業の内容
飼料事業	飼料の製造、加工並びに販売
食品事業	畜水産物の仕入、生産、加工並びに販売
その他事業	畜水産機材等の販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	神奈川県横浜市神奈川区	北九州支店	福岡県福岡市博多区
研究所	福島県田村郡小野町	南九州支店	宮崎県都城市
道東支店	北海道釧路市	石巻工場	宮城県石巻市
道央支店	北海道札幌市中央区	鹿島工場	茨城県神栖市
東北支店	宮城県仙台市宮城野区	名古屋工場	愛知県名古屋市港区
関東支店	茨城県神栖市	知多工場	愛知県知多市
中部支店	愛知県名古屋市港区	北九州水産工場	福岡県北九州市若松区
関西支店	岡山県倉敷市	北九州畜産工場	福岡県北九州市若松区
四国支店	愛媛県宇和島市		

② 重要な子会社の所在地

会社名	所在地
フィールド・ワンフーズ株式会社	神奈川県横浜市神奈川区
ゴールドエッグ株式会社	大阪府八尾市
北九州フィールドワン販売株式会社	熊本県熊本市北区
鹿島フィールドワン販売株式会社	茨城県石岡市
南九州フィールドワン販売株式会社	宮崎県都城市
北海道フィールドワン販売株式会社	北海道岩見沢市

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団 (連結)

従業員数	前連結会計年度末比
902名 (401名)	△8名 (19名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社 (単体)

従業員数	前事業年度末比
514名 (61名)	1名 (8名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社横浜銀行	8,014百万円
農林中央金庫	5,620百万円
株式会社三井住友銀行	3,907百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,720百万円
株式会社みずほ銀行	1,760百万円

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 38,477,128株 |
| ③ 株 主 数 | 15,641名（前期末比 1,853名減） |
| ④ 大 株 主 | |

株 主 名	所有株式数	持株比率
三 井 物 産 株 式 会 社	9,838千株	25.60%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,517千株	9.15%
有 限 会 社 大 和 興 業	1,207千株	3.14%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,199千株	3.12%
ケ イ ヒ ン 株 式 会 社	1,047千株	2.72%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 2 2 3	879千株	2.28%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	857千株	2.23%
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	803千株	2.09%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	781千株	2.03%
株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ	600千株	1.56%

- (注) 1. 大株主は2024年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
 2. 持株比率は自己株式（45,876株）を控除して計算しております。
 3. 「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式166,960株は自己株式に含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
庄司英洋	代表取締役社長（協同組合日本飼料工業会会長） （一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金理事長）
荒木田幸浩	取締役（常務執行役員 食品事業本部長）
窪田和男	取締役（常務執行役員 管理本部長 兼 水産飼料部管掌）
田代義尚	取締役（常務執行役員 畜産事業本部長 兼 研究所管掌）
久保田紀久枝	取締役（お茶の水女子大学名誉教授） （東京海洋大学監事（非常勤）） （東京農業大学監事（非常勤））
後藤敬三	取締役
辻孝夫	取締役（㈱シンニッタン社外取締役監査等委員） （㈱立花エレテック社外取締役） （富士ソフト㈱社外取締役）
半田靖史	取締役（早稻田リーガルコモンズ法律事務所シニアカウンセラー）
松澤修一	取締役（三井物産㈱理事食料本部長補佐） （DM三井製糖ホールディングス㈱社外取締役）
矢野栄一	常勤監査役
青山徹	常勤監査役
近田直裕	監査役（近田公認会計士事務所代表） （興亜監査法人代表社員） （㈱千代田会計社代表取締役） （㈱SKIYAKI社外取締役監査等委員） （東京建物㈱社外監査役）

- (注) 1. 2023年6月23日開催の第9期定時株主総会において窪田和男、田代義尚、半田靖史及び松澤修一の各氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任しております。
2. 取締役久保田紀久枝、後藤敬三、辻孝夫、半田靖史及び松澤修一の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役矢野栄一及び近田直裕の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役久保田紀久枝、後藤敬三、辻孝夫及び半田靖史並びに監査役近田直裕の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
5. 監査役近田直裕氏は、公認会計士資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役又は監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役又は監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 当該方針の決定方法

当社は報酬の決定方針については、取締役会で決定することとしており、次の基本方針を定めております。

(基本方針)

- ・社外取締役を主な構成員とする指名・報酬委員会へ取締役の個別報酬等に関する決定を委任することを原則とし、役員報酬決定手続きにかかる透明性、客観性が確保できるプロセスを経ること。
- ・中期経営計画に基づく短期的な業績連動及び中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとなる設計とすること。
- ・優秀な人材を確保・維持できる金額水準としつつ、役位別の報酬額が同業他社及び同規模の企業と乖離しないこと。

2) 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は金銭報酬（固定報酬、業績連動報酬）と非金銭報酬（株式報酬）で構成されており（社外取締役の報酬は固定報酬のみ）、上記の基本方針に基づき、役位、業績目標数値に対する達成率、部門評価、市場環境、社会情勢等を総合的に勘案して金銭報酬と非金銭報酬の額をそれぞれ算出しております。また、指名・報酬委員会において各報酬の支給割合は金銭報酬と非金銭報酬の総額のバランスを勘案しつつ、同業他社及び同規模の企業と比較検討を行うこととしております。

業績連動報酬にかかる指標は、事業環境要因の変動や持分法適用関連会社の運営にかかるリスク等も広範に捉えた上で各取締役の業績評価を明確にするため、当社の中期経営計画の経常利益としており、金銭報酬及び非金銭報酬の額に対して、業績連動報酬は役位別に中期経営計画の達成状況に連動して0%から25%の範囲で構成され、非金銭報酬は役位別に9%から15%の範囲で構成されております。

なお、監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る目標は経常利益62億円であり、実績は77億円でありました。

- 3) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると取締役会（指名・報酬委員会）が判断した理由

指名・報酬委員会にて役位別の報酬額を同業他社及び同規模の企業の報酬と比較検討を行い判断しております。

〈参考〉当社の取締役の個人別報酬額の算定式と構成比率

1. 固定金銭報酬及び非金銭報酬

外部調査機関の役員報酬調査データを基に、上場・非上場企業における規模（売上、従業員数、時価総額等）の水準を勘案した中央値を基準とし、役位別に設定しております。

2. 業績連動金銭報酬

当社の中期経営計画の経常利益を指標として次の算定式によって計算しております。

（算定式）

$$\text{業績連動金銭報酬}^{*1} = \text{基準金額} + \text{配賦額} : (\text{実績経常利益} - (\text{中期経営計画の経常利益} + 1 \text{億円}))^{*2*3} \times \text{役位別配賦率} \times \text{評価係数}$$

※1 業績連動金銭報酬は基準金額の150%を上限としております。

※2 実績経常利益と中期経営計画の経常利益 + 1億円の差額の3.5%を取締役及び執行役員の合計配賦額としております。なお、2024年3月期にかかる取締役の配賦額は1.8%であります。

※3 実績経常利益が中期経営計画の経常利益 + 1億円の80%未満の場合、業績連動金銭報酬は支給いたしません。

3. 報酬の構成比

役位別の個人別報酬の構成比は次の表のとおりとなります。（小数点以下切り捨て）

役位	実績経常利益 < (中計経常利益 + 1億) × 80%			実績経常利益 = 中計経常利益 + 1億			配賦額 ≤ 基準額 × 150%		
	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
代表取締役社長	84%	0%	15%	69%	18%	12%	63%	25%	11%
取締役 常務執行役員	87%	0%	12%	73%	15%	10%	68%	21%	10%

② 会社役員の報酬等に関する定款の定め又は株主総会の決議に関する事項

1) 株主総会の決議の日並びに当該決議に係る会社役員の数

金銭報酬：2022年6月24日株主総会決議、取締役10名（うち社外取締役5名）

2015年6月26日株主総会決議、監査役4名

非金銭報酬：2018年6月28日株主総会決議、取締役5名（社外取締役は除く）

2) 定めの内容の概要

取締役報酬総額は年額300百万円以内（社外取締役は年額40百万円以内）、監査役は年額90百万円以内

なお、非金銭報酬は上記とは別枠で3年で90百万円以内

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

1) 当該決定した旨

当社取締役会で指名・報酬委員会に一任することを決定しております。

2) 委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における地位及び担当

委任を受けた者：

役職名	氏名	指名・報酬委員会
(独立) 社外取締役	辻 孝夫	委員長
(独立) 社外取締役	久保田 紀久枝	委員
(独立) 社外取締役	後藤 敬三	委員
(独立) 社外取締役	半田 靖史	委員
社外取締役	松澤 修一	委員
代表取締役社長	庄司 英洋	委員

3) 委任された権限の内容

取締役の個人別報酬の額の決定。

4) 権限を委任した理由

取締役会の個人別の報酬額の決定に関し、透明性、客観性を持ったプロセスを経ることとしており、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会で取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の基本方針の範囲で決定を行うことは妥当性があると判断しております。

5) 権限が適切に行使されるようにするための措置

指名・報酬委員会の決定を受けて、代表取締役から個別の取締役へ報酬額を通知することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役	14名	195百万円	141百万円	35百万円	17百万円
(うち社外取締役)	(7名)	(33百万円)	(33百万円)	—	—
監査役	3名	44百万円	44百万円	—	—
(うち社外監査役)	(2名)	(25百万円)	(25百万円)	—	—

- (注) 1. 上記報酬等の額のほかに当社社外役員が当事業年度に当社子会社から受けた役員報酬はありません。
 2. 取締役の報酬等の総額には当事業年度に計上した役員向け株式交付信託にかかる役員株式給付引当金17百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者等を兼任している場合の当社と当該他の法人等との関係
- 取締役松澤修一氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である三井物産(株)の業務執行者（使用人）であります。
 三井物産(株)は当社の主要株主であり、当社と同社との間には原料等の取引関係があります。
 - 監査役近田直裕氏は、(株)千代田會計社の代表取締役であります。
 なお、当社と同社の間に取引等特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役辻孝夫氏は、(株)シンニッタンの社外取締役監査等委員及び(株)立花エレテック及び富士ソフト(株)の社外取締役であります。
 なお、当社と各社の間に取引等特別の関係はありません。
 - 取締役松澤修一氏は、DM三井製糖ホールディングス(株)の社外取締役であります。
 なお、当社と同社の間に取引等特別の関係はありません。
 - 監査役近田直裕氏は、(株)SKIYAKIの社外取締役監査等委員及び東京建物(株)の社外監査役であります。
 なお、当社と両社の間に取引等特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
久保田 紀久枝	社 外 取 締 役	18回の取締役会のすべてに出席し、食品事業に関する専門的な知見から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
後 藤 敬 三	社 外 取 締 役	18回の取締役会のすべてに出席し、金融・経済等に関する専門知識及び日本貨物鉄道(株)の常勤監査役として培われた経験から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
辻 孝 夫	社 外 取 締 役	18回の取締役会のすべてに出席し、2社の上場企業の経営を通じて得た経験から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員長を務めております。
半 田 靖 史	社 外 取 締 役	就任後開催された14回の取締役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的な知見から適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
松 澤 修 一	社 外 取 締 役	就任後開催された14回の取締役会回の取締役会のうち13回に出席し、主に食品・海外事業に携わった業務経験から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
矢 野 栄 一	社 外 監 査 役	18回の取締役会及び28回の監査役会のすべてに出席し、金融機関で培った経営・財務に関する幅広い見識から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。
近 田 直 裕	社 外 監 査 役	18回の取締役会及び28回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士として培った専門的な知見から適宜、質問をするとともに意見を述べております。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
久保田 紀久枝	社 外 取 締 役	久保田紀久枝氏には、食品分野における専門家として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。
後 藤 敬 三	社 外 取 締 役	後藤敬三氏には、金融・経済等における専門家として、また、日本貨物鉄道(株)の常勤監査役として培われた経験を活かして、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。
辻 孝 夫	社 外 取 締 役	辻孝夫氏には、企業経営の経験を活かし、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化に繋がる役割を期待しており、業務執行者から独立した客観的な立場で、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。
半 田 靖 史	社 外 取 締 役	半田靖史氏には、法律の専門家として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただくことを期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、法的な観点から意見を述べております。
松 澤 修 一	社 外 取 締 役	松澤修一氏には、食料・食品分野における国内、海外の事業投資と経営に関わる幅広い業務経験を活かし、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化に繋がる役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の合計額	54百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、会計監査人の職務執行状況、監査報酬の見積りの算出根拠が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することいたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役会は、法令、定款、株主総会決議、社内諸規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守し、適切な企業活動を推進することを目的に「フィード・ワングループ社員行動規範」の周知を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査する。
- ④ 「内部通報に関する規程」を当社グループに周知するとともに、毎年の通報状況について定期的に当社取締役会へ報告し、取締役会は当該通報結果に対するフォローアップを行い、その実効性を高めるために必要な措置を講じる。また、内部通報制度に関する評価を行い、継続的な改善を図る。
- ⑤ 当社取締役会は内部通報制度を含むコンプライアンスに関して当社グループへ教育、研修、周知に努めると共に、必要な能力、適性を有する担当者を配置、育成するよう努める。
- ⑥ コンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。

- ⑦ 当社グループは市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、決して反社会的取引は行わない。また、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務に関する文書の管理は、適用される法令、「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、重要な文書・記録を適切に保存及び管理する。
- ② 当社グループの個人情報の取扱いについては、「個人情報保護規程」等に基づき管理する。
- ③ 当社グループの企業秘密の取扱いについては、「営業秘密保持規程」に基づき管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの品質に伴うリスクを管理するため、「品質方針」を定めるとともに、品質保証部を中心とした当社グループの製品、商品の安全性等品質上のリスク発生を防止する管理体制とする。また、品質保証委員会において品質に関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。
- ② 当社グループの事業展開に伴い生じるリスクを管理するため、「全社的リスクマネジメント規程」を運用するとともに、経営企画部がリスク情報を統括して、取締役会等への定期的な報告を行う。また、各部門が担当する業務の個別具体的なリスク管理を行う。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して機能の明確化と経営の迅速化を図るための執行役員制度を設ける。
- ② 意思決定・監督機能と業務執行機能との間で共通認識を確保し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、重要事項については、経営会議の審議を経て毎月開催される取締役会において意思決定を行う。
- ③ 当社グループは、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき区分し、それぞれの担当部門の責任者がその権限と責任に従い適切に運営する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役及び関係する取締役、執行役員並びに使用人が出席するグループ戦略会議及び「関係会社管理規程」、「職務権限規程」等に基づきグループ各社の業務の執行を管理する。
- ② 業務ラインから独立した内部監査部に定期的な当社及び当社グループ各社の内部監査を実施させ、内部統制システムの運用及び整備の状況を調査し、その調査内容、改善事項等を当社取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 監査役会の事務局を総務部とするほか、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の職務を補助するための使用人を置く。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査役の職務を補助するための使用人の職務の独立性を阻害しないよう留意するとともに、総務部の担当取締役は、監査役の職務を補助するための使用人の人事について、あらかじめ監査役会の同意を得る。

(8) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が取締役会のほか経営会議、グループ戦略会議等の社内の重要な会議に出席し適時報告を受けられる体制を整えるとともに、監査役の求める定期報告や重要な稟議書、議事録などの書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査役に報告する。また、監査役が当社グループの業務の執行状況に関し説明を求めたときは、当社グループの取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確に対応する。
- ② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの経営に著しい影響を及ぼす事象の発生を認識したときは、監査役に対し速やかに報告する。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役へ相談通報したことを理由として、いかなる不利益を与える取扱いも行わない。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び取締役は、監査役と定期的に意見交換を行うとともに、監査役職務の重要性を認識し、監査役が会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査できるよう監査業務への協力体制を整える。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。

当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

・業務の適正確保全般

当社は、「グループ戦略会議」を開催し、当社グループの業務の執行状況を確認しております。また、重要な案件については、原則として月1回以上開催される「経営会議」にて審議し、取締役会において意思決定がなされております。なお、当事業年度においてグループ戦略会議は7回、経営会議は18回、取締役会は18回開催されました。

グループ会社の業務執行については、「関係会社管理規程」を制定・運用し、管理しております。その他、内部監査部がグループ各社の内部監査を行い、その結果を取締役に定期的に報告するとともに、監査役、会計監査人及び社外取締役と連携し、意見交換を行っております。

・コンプライアンス

当社は、代表取締役社長が設置する「コンプライアンス委員会」を当事業年度においては4回開催し、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題について調査・審議を行いました。また、取締役、執行役員、使用人等に対してコンプライアンス研修会を実施するなど、コンプライアンス意識の向上を図っているほか、社外弁護士、社外監査役及び内部監査部を窓口とする内部通報制度を当社グループに対して周知徹底しております。

・リスク管理体制

当社は、「全社的リスクマネジメント規程」に基づく、全社的なりスクマネジメントの仕組みを設けております。また、当社事業上発生する個別のリスクについては、社内諸規程及び「コンプライアンス委員会」、「与信委員会」等の各部門が開催する委員会により管理しております。

・監査役の監査の実効性確保

当社の監査役会は、社内監査役1名、社外監査役2名で構成されております。

当事業年度において監査役会は28回開催され、取締役等からその職務の執行状況について報告を受けたほか、常勤監査役が分担して重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会等の重要会議に出席しております。また、会計監査人のほか代表取締役、社外取締役及び内部監査部門と意見交換をし、取締役、執行役員、使用人から重要な報告を求めるとともに、協議、決定をしております。

また、社内監査役及び社外監査役はその役割に応じ「経営会議」、「グループ戦略会議」、「コンプライアンス委員会」等の重要会議に出席しております。

監査役と代表取締役は監査役（会）への報告体制等の整備について、監査役の重要な会議等への出席及び重要な書類等の閲覧並びに監査役への定期的報告事項及び臨時的報告事項等を申し合わせしており、監査役の監査の実効性を確保しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は資本政策の機動性を確保するため、定款に、会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会決議により行うことができる旨を規定しております。

当社は、長期的発展の礎となる財務体質強化のための内部留保の充実と安定配当を基本として、連結配当性向25%以上を目標といたします。

内部留保金は、将来にわたっての競争力を維持・成長させるための投資資金として有効に活用する方針です。

当社は、配当は原則として、中間配当及び期末配当の年2回実施することとしております。当事業年度につきましては、中間配当1株当たり12.5円を実施しており、上記方針のもと、当期の業績、財務状況等を総合的に勘案した結果、期末の普通配当は1株当たり14.5円（年間27.0円）といたします。

以 上

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	88,204	流動負債	55,121
現金及び預金	10,876	支払手形及び買掛金	34,360
受取手形及び売掛金	51,829	短期借入金	10,580
電子記録債権	5,149	リース債務	133
商品及び製品	2,856	未払法人税等	2,262
原材料及び貯蔵品	14,041	賞与引当金	772
建物	408	資産除去債務	77
その他	3,335	その他	6,933
貸倒引当金	△292	固定負債	25,060
固定資産	42,834	長期借入金	21,178
有形固定資産	30,181	リース債務	602
建物及び構築物	12,401	繰延税金負債	685
機械装置及び運搬具	10,179	役員株式給付引当金	111
土地	6,265	退職給付に係る負債	2,313
リース資産	687	資産除去債務	3
建設仮勘定	167	持分法適用に伴う負債	119
その他	480	その他	46
無形固定資産	1,542	負債合計	80,182
その他	1,542	(純資産の部)	
投資その他の資産	11,109	株主資本	47,639
投資有価証券	10,143	資本金	10,000
長期貸付金	1	資本剰余金	9,737
破産更生債権等	252	利益剰余金	28,075
繰延税金資産	199	自己株式	△173
その他	681	その他の包括利益累計額	2,640
貸倒引当金	△169	その他有価証券評価差額金	2,316
資産合計	131,038	繰延ヘッジ損益	139
		為替換算調整勘定	213
		退職給付に係る調整累計額	△28
		非支配株主持分	576
		純資産合計	50,856
		負債及び純資産合計	131,038

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	313,875
売上原価	283,153
売上総利益	30,721
販売費及び一般管理費	22,972
営業利益	7,748
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	165
備蓄保管収入	136
その他	233
営業外費用	
支払利息	183
持分法による投資損失	312
その他	49
経常利益	7,737
特別利益	
固定資産売却益	15
投資有価証券売却益	206
特別損失	
固定資産売却損失	20
固定資産除却損失	46
減損損失	204
リース解約損失	0
投資有価証券評価損失	2
工場閉鎖損失	149
会員権売却損失	11
税金等調整前当期純利益	7,524
法人税、住民税及び事業税	2,363
法人税等調整額	46
当期純利益	5,113
非支配株主に帰属する当期純利益	29
親会社株主に帰属する当期純利益	5,084

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	80,452	流動負債	48,028
現金及び預金	5,307	買掛金	31,637
受取手形	9,806	短期借入金	7,765
売掛金	44,982	リース債務	117
商品及び製品	2,355	未払金	1,688
原材料及び貯蔵品	13,786	未払費用	2,836
前渡金	685	未払法人税等	1,921
前払費用	1,596	預り金	1,359
短期貸付金	1,185	賞与引当金	625
その他の現金	523	資産除去債務	77
貸倒引当金	△186	固定負債	19,984
固定資産	32,688	長期借入金	16,671
有形固定資産	20,676	リース債務	484
建物	7,280	繰延税金負債	651
構築物	1,189	退職給付引当金	1,943
機械及び装置	6,700	役員株式給付引当金	111
車両運搬具	40	関係会社事業損失引当金	119
工具、器具及び備品	232	資産除去債務	3
土地	4,531	負債合計	68,013
リース資産	546		
建設仮勘定	150		
その他の現金	2		
無形固定資産	1,496	(純資産の部)	
借地権	0	株主資本	42,779
ソフトウェア	232	資本金	10,000
ソフトウェア仮勘定	1,262	資本剰余金	11,931
その他の現金	1	資本準備金	2,500
投資その他の資産	10,515	その他資本剰余金	9,431
投資有価証券	5,319	利益剰余金	21,023
関係会社株式	4,312	その他利益剰余金	21,023
出資	34	繰越利益剰余金	21,023
関係会社長期貸付金	106	自己株式	△175
破産更生債権等	1,653	評価・換算差額等	2,348
長期前払費用	35	その他有価証券評価差額金	2,208
その他の現金	482	繰延ヘッジ損益	139
貸倒引当金	△1,428	純資産合計	45,127
資産合計	113,141	負債及び純資産合計	113,141

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高		269,867
売 上 原 価	価		245,446
売 上 総 利 益	益		24,420
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		18,030
営 業 利 益	益		6,390
営 業 外 収 益	益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金		176	
備 蓄 保 管 収 入		136	
そ の 他		174	487
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息		136	
そ の 他		51	187
経 常 利 益	益		6,690
特 別 利 益	益		
固 定 資 産 売 却 益		0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		206	207
特 別 損 失	失		
固 定 資 産 売 却 損		7	
固 定 資 産 除 却 損		28	
減 損		6	
関 係 会 社 株 式 評 価 損		282	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額		321	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額		119	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		2	
工 場 閉 鎖 損 失		149	
会 員 権 売 却 損		11	928
税 引 前 当 期 純 利 益	益		5,968
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,959	
法 人 税 等 調 整 額		△49	1,910
当 期 純 利 益	益		4,058

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

フィード・ワン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西川 福之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 歌 健至
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィード・ワン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

フィード・ワン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西川 福之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 歌 健至
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式の手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、一部重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を表明いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

フィード・ワン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 矢野 栄一 ㊤

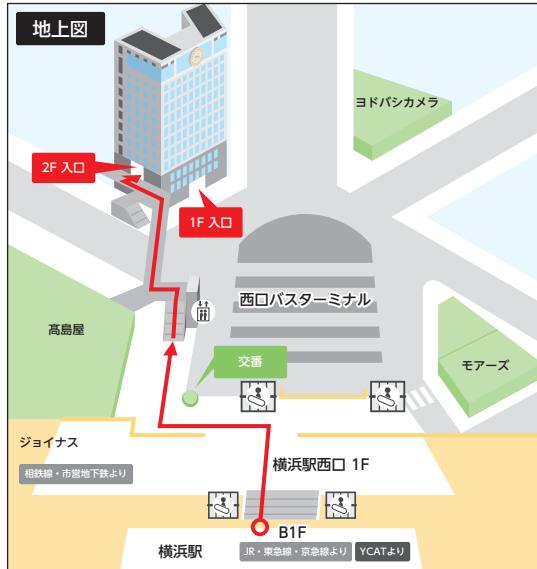
常勤監査役 青山 徹 ㊤

社外監査役 近田直裕 ㊤

以上

株主総会会場ご案内図

■会 場 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 日輪（5階）



■交通機関 JR・私鉄・地下鉄「横浜駅」西口より徒歩約5分